

磐田市告示第 号

磐田市専門家相談事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市専門家相談事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、複雑化する経営課題の解決を図るため、専門家相談を行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体をいう。

(2) 専門家相談 磐田商工会議所又は磐田市商工会を通して派遣され、次のいずれかの支援機関に専門家登録してある者の指導又は助言等を受けることをいう。

ア 公益財団法人静岡県産業振興財団 専門家派遣制度

イ 日本商工会議所 小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業

ウ 静岡県商工会連合会 小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業

エ その他磐田商工会議所又は磐田市商工会の推薦に基づき市が認めた者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所等又は生産地を有する中小企業者等

(2) 市税を滞納していない者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める風俗営業を行う事業主

- イ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業主
 - エ その他市長が不適当と認めるもの
- (補助の対象)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営課題の解決を目的とした専門家相談を行う事業であって、市長が認めたものとする。

2 補助対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（経費は税抜きとする。）のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 専門家謝金
- (2) 専門家旅費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に要した経費の合計が1万円に満たない場合は、補助対象経費としない。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第7条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）及びその根拠となる書類
 - エ 経営状況を明らかにするもの（法人事業概況説明書（両面）とし、個人の場合は、確定申告書とする。）

- オ 会社案内等
- カ その他市長が必要とする書類

(2) 提出期限 別に定める日まで
(交付条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - イ 第5条に掲げる補助対象事業に要する経費の相互間の配分の変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた年度終了後の5年間、市長の求めがあったときは、各年度における補助対象事業の成果等を報告し、又は意見聴取等に協力しなければならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付額決定通知書（様式第4号）又は理由を付した不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業の変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第7号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

(変更決定の通知)

第12条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(完了報告)

第13条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

ア 完了報告書（様式第9号）

イ 事業実績報告書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）及びその根拠となる書類

(2) 提出期限 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は補助金の交付の決定があつた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

(交付確定の通知)

第14条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条により確定した補助金の交付は、補助対象者が指定した口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げたもののほか、この告示及び他の法令に違反したとき。

(交付決定の取消しの通知)

第17条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

(電磁的記録)

第18条 申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現に第9条の規定により補助金の交付決定を受けている補助対象者については、この告示は、失効後も、なおその効力を有する。